

令和元年度 県と公社等との随意契約の締結状況

公社等の名称：公益財団法人宮崎県産業振興機構

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
1	みやざき新ビジネス 応援プラザ運営事業	ビジネス・インキュ ベーション施設の管 理運営にかかる業務 委託	2,809,192	第167条の2第1項 第2号	宮崎県産業振興機構は県内中小企業者等の 経営上の課題や新分野進出等に関する指導・ 助言、新規創業者に対する相談・助言に関す る事業を行っており、新規創業者やベン チャー企業の育成のためのノウハウを有する と共に、様々な業種の入居者に対し、各分野 に精通したコーディネーターを派遣すること ができる県内唯一の機関であることから、当 法人以外に適切な管理運営を行える団体はな いため。 なお、当法人のコーディネーターは、日本 ビジネス・インキュベーション協会のイン キュベーション・マネージャー養成研修を修 了しており、入居者への支援を適切に行うこ とが可能である。	商工観光労働部 商工政策課
2	東九州メディカルバ レー推進コーデ ィネーター配置事業	メディカルバレー推 進コーディネーター を配置し、宮崎県医 療機器産業研究会の 活動を通じた医療機 器関連産業への参入 支援や、企業間の連 携強化による取引拡 大を推進する。	4,763,000	第167条の2第1項 第2号	本事業の委託先の条件としては、県内企業 の状況を熟知していること、医療機器産業へ の知見が深く、県内での医療機器の研究開発 支援が可能な人材、県外での医療機器販路開 拓支援が可能な人材及び医療機器等法に基 づく薬事申請に精通した人材を配置し、かつ東 九州メディカルバレー構想の取組である医療 機器産業の集積に向けた支援を県と一体と なって推進できる必要がある。 公益財団法人宮崎県産業振興機構は、中小 企業支援法第7条で指定された中小企業支援 センターに位置づけられ県内企業の状況を熟 知しているとともに、県内外の医療機器産業 を含むものづくり企業とのネットワークを有 し、大手医療機器メーカーで機器開発製造管 理等の経験があり医療機器産業を熟知した人 材等を配置することができる。 また、東九州メディカルバレー構想宮崎県 推進会議の構成員として構想策定当初から県 と一体となって構想の取組を進めており、本 業務を受託するための全ての条件を満たす唯 一の団体である。	商工観光労働部 食品・メディカ ル産業推進室
3	中山間地域産業振興 センター運営事業	中山間地域の産業振 興に資する商品開 発、販路開拓、相談 対応等に係る業務委 託	7,922,996	第167条の2第1項 第2号	本事業は、中山間地域における新たな産業 振興等を図る目的で、常駐コーディネーター を配置し、地域経済を担う物産販売所におけ る商品の開発及び改良、販路拡大に向けた取 組の支援のほか、コミュニティビジネスにつ いての支援を行うものである。 委託先の要件としては、産業振興に関する 専門的知見、ノウハウを有するとともに、ワ ンストップで対応し、迅速かつ、効果的な支 援が必要であるが、公益財団法人宮崎県産業 振興機構のほか適切に実施できる団体がな いため。	総合政策部 中山間・地域政 策課

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
4	フードビジネス推進 基盤強化事業	「みやざきフードビ ジネス相談ステー ション」の運営等	45,872,450	第167条の2第1項 第2号	平成25年11月に、「みやざきフードビ ジネス相談ステーション（以下「ステー ション」という。）」を設置し、各分野の専門家に関 係機関と連携しながら、新商品開発や販路拡 大等の支援を行っており、その結果、支援企 業において売上高や雇用者数が増加するな ど、フードビジネスの振興を図る上で重要な 役割を果たしている。 ステーションの運営に当たっては、相談内 容に応じて専門家を配置できること、関係支 援機関と緊密な連携がとれること及びこれま での相談実績を踏まえた効果的な事業者支援 ができることなどが必要不可欠であり、公益 財団法人宮崎県産業振興機構は、県全域を網 羅でき、各支援機関との連携が可能であると ともに、事業者からの各種相談対応やコー ディネート等のノウハウを有しているなど、 ステーションを運営する上で必要となる要件 を具備している。 また、これまでも本委託業務を適切に実 施しており、本業務を完遂できる団体は同機 構以外にないことから、同機構と随意契約を 行うこととしたものである。	総合政策部産業 政策課
5	トータルコーデ ィネーター配置事業	衛生管理・品質管理 向上研修受講企業が H A C C P 対応をし ていく上で、施設改 修等経営の根幹に関 わる事項が課題と なっていくため、経 営指導や商品の付加 価値向上、生産工程 の改善等を長期的な 視点で総合的に支援 していくための伴走 型のコーディネー ターを配置し、円滑 で効果的な支援体制 を構築する。	5,505,757	地方自治法施行 令第167条の2第1 項第2号	当業務は、県で実施するH A C C P 対応に 向けた個別研修の受講企業の中で、収益向上 のための支援を希望する食品製造業者に対 し、財務諸表分析（経営診断）や販路拡大を 行いたい商品の課題整理を行い、関係機関の 支援策を活用し、商品の試作・開発や販路拡 大等の支援を伴走型で実施するもの。 そのため、受託者は、 ①食品製造業者の支援に係る専門家を有して いること ②原材料の生産、加工、販売まで各種所管組 織と連携が取れること などが求められる。 宮崎県産業振興機構は、 ①平成25年度からフードビジネスのワンス トップ窓口であるフードビジネス相談ステー ションを運営し、中小企業診断士やマーケ ティングの専門家等10名のフードビジネスに 関する専門家を有すること ②フードビジネス相談ステーションでは、農 政水産部、商工観光労働部等フードビジネス に関わる行政機関や県内事業者支援を実施し ている中小企業団体中央会、商工会議所等を 招集し、月1回のステーション会議を実施して おり、連携した支援体制が整っていること 以上のことから、本事業を適正かつ効果的 に実施できる相手方は（公財）宮崎県産業振 興機構以外にはないため。	商工観光労働部 食品・メディカ ル産業推進室

No.	契約の名称	契約の概要	契約金額 (税込) (単位：円)	随意契約とした理由等		契約所管部局 ・課(室)名
				随意契約の根拠 (地方自治法施行令 適用条項)	随意契約とした理由	
6	食品表示法等アドバイザー派遣事業	食品表示アドバイザーを配置し、卸売業者等との取引の基礎である食品表示の適正な作成に向けて企業指導等を行う	5,591,028	第167条の2第1項 第2号	<p>当業務は、県内食品製造業者等からの相談・依頼を受け、食品表示に関する専門家の派遣等を行い、県内食品製造業者の表示の適正な作成を支援するもの。</p> <p>そのため、受託者は、①食品表示に関する専門家を有していること、②相談受付窓口となる体制や設備を有していること、③食品衛生法をはじめ各種法律の所管組織と連携が取れること、などが求められる。</p> <p>(公財)宮崎県産業振興機構は、 ①民間資格である食品表示診断士など食品表示に関する専門家を7名有していること ②平成25年度からフードビジネスのワンストップ窓口であるフードビジネス相談ステーションを運営し、業務マネジメントを行うセンター長の配置や相談ルーム、インターネット環境などの体制・設備が整っていること、 ③食品表示に関する行政会議に出席を求められるなど、行政機関と連携して食品表示の対応を行っていることなどの実績を有している。</p> <p>以上のことから、本事業を適正かつ効果的に実施できる相手方は(公財)宮崎県産業振興機構以外にはないため。</p>	商工観光労働部 食品・メディカル産業推進室
7	地域を支える未来企業育成事業	産学金労官の13機関で構成する宮崎県企業成長促進プラットフォームに「地域企業育成コーディネーター」を配置し、県内企業の課題やニーズに応じた支援機関等のマッチングにより、企業の新事業展開や生産性向上等の取組を支援する。	15,135,352	第167条の2第1項 第2号	<p>本県では、県経済をけん引する企業の育成を図るため、産学金労官の13機関で構成する宮崎県企業成長促進プラットフォーム(以下「プラットフォーム」という。)を設置し、構成機関の一つであり、かつ、企業支援において中心的な役割を担う宮崎県産業振興機構を事務局とし、中核企業へと成長することが期待できる「成長期待企業」を22社認定するとともに、プロジェクトマネージャー等が関係機関と連携しながら、伴走型の集中支援を行ってきた結果、売上高・雇用数の増加など一定の成果があったところである。</p> <p>本事業は地域企業育成コーディネーターを配置し、成長期待企業を目指す企業や地域経済を支える企業の課題やニーズを整理し、個別の課題に対応した支援機関との連携や既存施策のマッチング等により課題解決を図るものであるが、地域企業育成コーディネーターが効果的に成長期待企業を目指す企業等の支援を実施するためには、これまで成長期待企業を支援してきたプラットフォーム事務局のノウハウが必要である。また、本事業は、企業支援において、成長期待企業の支援スキームでもあるプラットフォーム構成機関と連携を図ることとしていることから、効果的に事業を推進するためには、プラットフォーム事務局において実務を担う必要がある。</p> <p>そのため、プラットフォームの事務局を担っている宮崎県産業振興機構以外に、本委託事業を遂行できる団体はない。</p>	商工観光労働部 企業振興課